

2 0 2 5 年 1 0 月

お 客 様 各 位

新 潟 県 労 働 金 庫
理 事 長 山 崎 雅 彦

預金口座に関する不正利用防止対策の実施について

日頃より<新潟ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、金融庁・警察庁連名で発出された「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について（要請）」（以下、「当局要請」という。）および当金庫の現況等を踏まえ、預金口座に関する不正利用防止対策を実施することといたしました。

つきましては、下記のとおり案内申しあげますとともに、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 当金庫方針

当局要請では、巧妙化・多様化する金融犯罪を受け、各金融機関に対して、自らが提供する商品・サービスが犯罪組織に悪用されないよう、口座開設時における不正利用防止対策および実態把握の強化を求めています。

具体的には、口座開設審査において、より厳格に顧客の実態把握および口座利用目的等を確認すること、また複数口座開設を許容する場合は、真に複数口座が必要となる合理性の確認等を行うことが求められています。

当局要請の背景においては、足元で金融犯罪（特殊詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺、インターネットバンキング不正送金被害等）が急拡大している状況があり、当金庫においても、社会から金融犯罪を排除することは社会的な使命であり、勤労者が設立した会員制の金融機関として、実態把握の困難な会員外口座の取引を一部制限することとしました。

2. 不正利用防止対策（普通預金口座）

（1）新規口座開設について

当金庫において実態把握が困難な、個人事業主および員外団体（地公体含む）は、新規口座開設を原則お断りさせていただきます。

また、員外個人は、融資利用や給与振込の指定等、生活口座としての利用が確認できる場合のみ口座開設が可能となります。

（2）複数口座開設について

全てのお客様（会員労働組合を除く）について、1人1口座を原則とします。

3. 実施日

2026年1月5日（月）より

以 上